

平成26年度

**相楽郡広域事務組合
歳入歳出決算審査意見書**

相楽郡広域事務組合監査委員

平成26年度 決算審査意見書

平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

平成27年10月30日

相楽郡広域事務組合

監査委員 仲北悦雄



監査委員 杉浦正省



第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書
- (2) 平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書

2 審査の期日

平成27年10月6日（火）午後1時30分から午後3時

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなどして実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

1 決算規模

平成26年度一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の決算規模は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分		一般会計	特別会計	合 計
1	予 算 現 額	464,972,000	19,688,000	484,660,000
2	歳 入 総 額	464,693,249	20,111,910	484,805,159
3	歳 出 総 額	463,924,321	18,460,122	482,384,443
4	歳入歳出差引額	768,928	1,651,788	2,420,716
5 翌越 年す 度べ へき 繰財 り源	(1)継続費通次繰越額	0	0	0
	(2)繰越明許費繰越額	0	0	0
	(3)事故繰越し繰越額	0	0	0
	計	0	0	0
6	実 質 収 支 額	768,928	1,651,788	2,420,716

2 基金の運用状況

基金として保有する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
金 額	703,452,000	1,171,000	704,623,000
運 用 先	年 利 率	期 間	金 額
(元 本 分) ㈱京都銀行 木津支店	0.48 %	24.3.30～29.3.30	700,000,000
(運用余剰分) ㈱京都銀行 木津支店	0.025%	27.3.17～28.3.17	3,452,000
		27.3.31～28.3.31	1,171,000

※運用は、3件とも定期預金で行っている。

3 審査意見

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で99.7%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で93.8%、全体としては99.5%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進めることで、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものである。

なお、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表4のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計では、本組合が処理する共同業務の中で大勢を占めるし尿処理業務の比重が極めて高く、その直接経費である衛生費のうち清掃費が、一般会計全体の61.7%を占めているほか、間接経費となる大谷処理場更新事業にかかる起債償還としての公債費が、同じく27.6%を占め、両方で89.3%もの非常に高い割合となっている。

しかも、これに総務費で経理している管理経費としての人件費などの分を考慮すると、以前から指摘されているとおり、財政的にはし尿処理業務が本組合のすべてに近いといっても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすものであることから、この業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、し尿処理施設としての大谷処理場の運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(いわゆる「合特法」。)の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託されている。

この委託契約も平成26年度で丸10年となったが、施設整備に係る各種工事、修繕等の施工については、必要最小限の範囲で計画的に実施され、合理的な設備機器の管理が行われており、安定的な運転処理が行われている。

また、大谷処理場への収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、平成26年度の搬入量は、し尿が7,157kℓで前年度に比べ694kℓ、8.8%の減少、浄化槽汚泥が8,694kℓで前年度に比べ317kℓ、3.5%の減少と、し尿・浄化槽汚泥ともに減少となり、総量では15,851kℓで前年度に比べ1,011kℓ、6.0%の減量となっている。

これは、各市町村における下水道の普及や浄化槽への切り替えが要因であり、特にし尿収集の対象人口は圏域全体人口の6.3%にまで減少し、浄化槽の普及と相まって、平成22年度分からし尿分より浄化槽汚泥分が多くなっているとともに、大谷処理場の1日76kℓの処理能力から見ると、平成26年度の処理量は、単純平均で処理最大可能量(365日稼働として)の約57%と能力の3分の2を下回るまでに減少している。

しかしながら、週休日や祝日と年末年始を除いた年間稼働可能日は244日間であることから算出すると、1日平均の処理量は65キロリットルとなり、これは処理能力の85.5%の状況である。この状況は、平成25年度が90.

9%であったことから考えると、処理能力に余力が出てきており老朽化が進む施設現状から考えると、一定程度、余裕のある効率効果的な施設稼働状況にあると推察される。

一方、搬入量の減少は、大谷処理場運転維持管理業務委託料の削減につながっているものの、平成13年の施設稼働後14年が経過し、経年劣化による各種の工事や修繕費の増大などが予想される中では、運転維持管理業務委託料削減の余地が少なくなっていると思慮される。

このため、今後も下水道などの普及による搬入量の減少や施設の老朽化が進んでいくことを踏まえ、し尿処理施設は本圏域に不可欠な施設であるとのことから、本年度に策定した施設整備構想を積極的に活用して、将来を見据えた延命改良工事ができるよう、引き続き検討していきたい。

次に、消費生活センターの運営業務については、平成22年3月の業務開始から平成26年度で丸5年余りとなって運営も安定し、相談体制においても、これまでの実績を踏まえ平成25年度から週4日勤務から週3日勤務とし、相談業務をセンターに集約化され、本年度においても同様な効率的運営が行われた。

業務の状況については、年間の相談件数が556件で、消費者教育・啓発の一環としての消費生活講座では、計4回延べ84人が、また、消費生活出前講座では計27回延べ822人が受講され、消費者被害への対応や被害の未然防止などの面で有用な事業展開が行われている。

相談件数は、平成25年度の492件に比べ、平成26年度では64件13.0%増加しており、今後も、消費者行政推進の拠点として消費生活センターの充実に努められるとともに、各市町村とも連携して啓発活動等を通じたセンターの認知度をさらに高めていきたい。

なお、消費者安全法が、平成28年4月1日に改正が予定されており、これに伴って消費者行政全般での新たな対応等が求められるなど各種課題があるものの、その対応については、各市町村の対応方針を踏まえ、その対応について各市町村と十分調整を進められたい。

一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理しなければならない業務を、困難性や効率性などの観点から共同で行っているものであるため、各市町村では、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであるといえる。

近年、新たな業務が本組合に加わってきたが、数少ない組合の職員数の中では、市町村側が望むすべての業務処理対応が難しいと考えられるので、そのあり方など今後の方向性を、各市町村とも協議しながら十分に検討していきたい。

(2) 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計では、「相楽地区ふるさと市町村圏計画」の基本計画に基づき、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益を活用し、圏域の一体的な振興整備のための広域的ソフト事業を各種実施されている。

その中で、基金の運用は、平成24年度から俣京都銀行木津支店の期間5年定期預金としていること、また、休日応急診療所事業が振興事業の一環として加わってきたことにより、平成24年度での既存事業の見直しに基づき平成26年度も継続して各種事業を推進された。

特に、平成24年6月に開設された休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

しかし、平成26年度の利用状況は、1日13人の予算見込みに対し12.7人の実績とほぼ予想どおりとなったが、それでも診療所の運営にかかる経費を診療報酬で賄うには程遠い状態であり、この収支不足分を市町村分担金で補てんしているため、負担の軽減に向け、引き続き、圏域住民への広報活動の強化による利用増で、効率的かつ安定的な運営をめざしていくことを望むものである。

一方、振興事業では、相楽逍遙記を増刷され、また、相楽の文化を創るつどいについては、平成25年度に続き実行委員会による自主開催に対する事務的応援協力により実施されており、圏域住民自体での活動展開が図られていると思慮する。

最後に、以前から指摘されているとおり、ふるさと市町村圏振興事業の根拠であった国の要綱（広域行政圏計画策定要綱、ふるさと市町村圏推進要綱）が平成21年3月に廃止されていることなどを踏まえ、先の本組合での業務の検討の中に、このふるさと市町村圏振興事業の課題も組み込み、適切に対応されていくことを望むものである。

別表 1

一般会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	平成 2 6 年度		平成 2 5 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
分担金及び負担金	438,971,615	94.5	523,639,309	95.4	△ 84,667,694	△ 16.2
使用料及び手数料	17,401,969	3.8	17,775,454	3.3	△ 373,485	△ 2.1
府 支 出 金	6,578,000	1.4	6,152,000	1.1	426,000	6.9
繰 越 金	1,516,019	0.3	564,396	0.1	951,623	168.6
諸 収 入	225,646	0.0	568,844	0.1	△ 343,198	△ 60.3
歳 入 合 計	464,693,249	100.0	548,700,003	100.0	△ 84,006,754	△ 15.3

別表 2

一般会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	平成 2 6 年度		平成 2 5 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
議 会 費	371,399	0.1	393,940	0.1	△ 22,541	△ 5.7
総 務 費	33,823,181	7.3	33,870,625	6.2	△ 47,444	△ 0.1
衛 生 費	294,122,087	63.4	298,601,704	54.6	△ 4,479,617	△ 1.5
商 工 費	7,648,792	1.6	6,830,713	1.2	818,079	12.0
公 債 費	127,958,862	27.6	207,487,002	37.9	△ 79,528,140	△ 38.3
歳 出 合 計	463,924,321	100.0	547,183,984	100.0	△ 83,259,663	△ 15.2

別表 3

特別会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	平成26年度		平成25年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
財産収入	2,352,863	11.7	2,352,265	12.4	598	0.0
休日応急診療所収入	15,585,927	77.5	14,255,780	74.9	1,330,147	9.3
繰越金	2,171,441	10.8	2,418,001	12.7	△ 246,560	△ 10.2
諸収入	1,679	0.0	0	0.0	1,679	皆増
歳入合計	20,111,910	100.0	19,026,046	100.0	1,085,864	5.7

別表 4

特別会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	平成26年度		平成25年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
振興総務費	1,389,317	7.5	2,572,883	15.3	△ 1,183,566	△ 46.0
事業費	966,751	5.3	321,600	1.9	645,151	200.6
休日応急診療費	16,104,054	87.2	13,960,122	82.8	2,143,932	15.4
歳出合計	18,460,122	100.0	16,854,605	100.0	1,605,517	9.5